農薬取締法における農薬販売者に関する関係条文

１．農薬販売者の届出

第八条

販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。次項、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第四項において同じ。）は、その販売所ごとに、次の事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名及び住所

二　当該販売所

（以下略）

２．農薬販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等

第九条

販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

（以下略）

第七条

製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一　登録番号

二　公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

三　登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四　内容量

五　登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

六　第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、

「水質汚濁性農薬」という文字
七　人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
八　水産動植物に有毒な農薬については、その旨
九　引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
十　貯蔵上又は使用上の注意事項
十一　製造場の名称及び所在地
十二　最終有効年月